（様式第３　乙型）

**地域維持型建設共同企業体協定書（乙型）**

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 四日市市が発注する令和6年度～令和8年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託（ 　　　）（単価契約）（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「地域維持業務」という。）の契約に関すること。

　　(2) 前号に付帯する事業に関すること。

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○・○○・○○地域維持型建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、○年○月○日に成立し、当企業体に係る地域維持業務の契約の履行後精算が終了するまでの間は解散することができない。

２　地域維持業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該地域維持業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地　　株式会社○○建設

○○県○○市○○町○○番地　　○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地　　有限会社○○建設

○○県○○市○○町○○番地　　○○土木株式会社

○○県○○市○○町○○番地　　株式会社○○工業

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、株式会社○○建設を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、地域維持業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務額）

第８条　各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

２　前項に規定する分担業務の価格については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、地域維持業務の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　地域維持業務実施中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月○回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が地域維持業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが地域維持業務の実施途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき業務内容がこの契約の内容に適合しない場合であるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社○○建設外○社は、上記のとおり○○・○○・○○地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 　月　 日

株式会社○○建設

代表取締役　○○　○○ 印

○○建設株式会社

代表取締役　○○　○○ 印

有限会社○○建設

代表取締役　○○　○○ 印

○○土木株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　株式会社○○工業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　代表取締役　○○　○○　印

（注）第２条に記載する共同企業体名称は、代表者となる者の名称及び代表者以外の構成員となる者の名称としてください。地域名や案件名による共同企業体名称は不可とします。